

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年6月24日(木)14時00分～15時45分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、榎見主任安全審査官、真田安全審査官、矢野安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 燃料材料開発部 次長 他5名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年6月4日付けで申請があった大洗研究所(北地区)における核燃料物質使用変更許可申請について、資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

① 燃料研究棟

○ 金属容器の詰替え作業に使用するグローブボックス内での核燃料物質の最大取扱量の増加に伴う、安全上重要な設備の有無に係る評価及び設計評価事故の評価に対する変更の有無を説明すること。

○ 金属容器の詰替え作業に係る放射線業務従事者の線量について、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年原子力規制委員会告示第8号)」に定める線量限度を下回ることが確認できるよう、時間又は週単位での実効線量の記載とするのではなく年間単位での実効線量を記載すること。

○ 非破壊計量装置の移設及び燃料棒貯蔵棚の撤去について、汚染検査及び汚染が認められた場合の措置について説明すること。

② 安全管理棟

○ 校正準備室及び計測室の削除に伴う、これらの室に設置していた使用設備の変更について説明すること。

(3) 原子力機構から、本日の面談を踏まえ、今後対応していく旨の発言があった。

6. 提出資料

・ 日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区)の核燃料物質使用変更許可申請について